

◎新潟県告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成30年1月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 氏 名 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|-------------------|-----------------|---------------|-------------|
| 近澤 彰裕（はり・きゅう） | からだ元気治療院 あがの店 | 阿賀野市北本町21番14号 | 平成29年9月25日 |
| 手塚 孝江（あん摩・マッサージ） | らいふマッサージ治療院 上越店 | 上越市国府3-7-9 | 平成29年10月17日 |
| 五十嵐 三枝（あん摩・マッサージ） | らいふマッサージ治療院 上越店 | 上越市国府3-7-9 | 平成29年10月19日 |
| 水落 貴士（あん摩・マッサージ） | アクアマッサージ治療院 | 十日町市下条四丁目916 | 平成29年11月15日 |